宋代都市の税賦

梅原郁

宋代の都市はそれに先立つ唐代と對遮的な姿を持つため、研究者の關心を呼び、相當の研究成果があげられている。しかし全體として見れば、基礎的な問題をも含めて、なお疑問點が少くない。

これまで、宋代の都市についての研究は、大別して次の二つの分野に集まっていた。一つは『東京夢華錄』や『夢粱錄』などの都市繁昌記を材料に、主として國都開封や臨安といった巨大都市の姿を明らかにし、極端に言えばそれで全部を代表させんとするものである。[1] ただし、確實に百萬以上の人口を擁し、現在の我々に餘程近接した生活感情を持つ開封、臨安の都市内部の狀態——といっても研究對象は風俗や年中行事、市域の表面的な賑わいが中心をなすが——から、宋代の進歩性乃至は近代性の確證を導き出そうとする方向に對し、むしろこれは國都という政治的要素のしからしめる特例であって、その光彩陸離たる情景を當時の全中國に擴大し、あるいはそれで時代規定を行うのは疑問とする立場も根強いものがある。いま一つは、交通の要衝や農村内において、交換經濟の發達によって勃興した中小商業都市を對象にしたもので、その實體は次々と明らかにされ、またそうした中小都市と大都市、あるいは農村との相關關係についても、注目すべき見解が提示されている。[2]

研究の現段階では、國都をはじめとした大都市においてさえも、その制度的側面はもちろん、住民構成その他一歩踏みこんだ問題になると空白は意外に大きく、それは開封や臨安の正確な都市プランさえ復原されていない點にも象徴されて

いる。また、國都以外の府・州・縣などの城郭都市の實態については纏った研究は殆んどなく、さらに必ずしも多くない都市制度、税制などの個別的研究も、とかく孤立分散的で、それらを綜合する努力が等閑に付されている。[8] 宋以後の中國史に於ける都市と農村の相關關係の追及や、ヨーロッパや日本の都市との比較研究は魅力あるテーマであるし、また是非試みなければならぬ事柄ではあるが、宋代都市に關する研究の現狀では、そうした問題は暫時留保しておき、さしあたっては、比較的史料の豐富な税制に絞って、具體的かつ綜合的に私見を述べてみたい。

一　正税について

周知のごとく、都市の居住者は五代の時代すでに〝坊郭戸〟と呼ばれて農村の〝鄉村戸〟と別の扱いを受け、宋に至ってその區別は截然たるものになった。都市と鄉村との外面的な相違として、廂、坊、隅、界などの區劃に對する鄉里乃至都保制、職役の存在形態やそれと關連する坊郭十等・鄉村五等の戸等制、丈尺に對する頃畝という土地面積丈量法などがすぐ頭に浮かぶ。[9] これから問題にする税役制度についてもその相違は當然豫想されよう。宋代の都市の税役制に關係する論文は幾篇か發表されているが、正直言ってなお隔靴掻痒の感を拭い切れぬ。宋に續く元や明に關しては、都市の税制の專論は更に少いのではなかろうか。この章では、都市の私有地を對象とした税役制をまず取りあげることにする。

宋代の都市居住者への直接税を語る時、宋史食貨志の冒頭の一節が引用されるのが通例である。

宋制、歲賦其類有五、曰公田之賦、凡田之在官、賦民耕、而收其租者、是也、曰民田之賦、百姓各得專之者、是也、曰城郭之賦、宅税地税之類、是也、曰丁口之賦、百姓歲輸身丁錢米、是也、曰雜變之賦、牛革蠶鹽之類、隨其所出、變而輸之、是也、

すなわち、都市では宅税、地税などを歲賦として賦課され、しかもそれは田地を對象とした所謂兩税とは區別されていた。この分類は『玉海』（卷一七九）にも載せられ、そこでは『國史志』を出典としているから、神宗時代に編纂された

『兩朝國史』の食貨志にもとづく、つまり北宋中期の概念が踏襲されていることが知られる。この點は一應注意しておかねばならない。ここでは、次元の異ったものが、ともかくも五つに系列化されているだけで、これによりかかりすぎると事實と乖離する危險もある。それはさておき、城郭の賦について、周藤吉之氏は「宅稅は屋稅をいひ、地稅は都市の園宅地より徵收する稅をいふ」と解釋される。[5] 屋稅・地稅という二つの稅目が坊郭戶の主要負擔であったとする見解は、斯波義信氏によって次のように敷衍されている。「兩稅法の意圖した單稅主義の原則は必ずしも貫徹せず、五代當初、城郭內を對象とする課稅を鄕村のそれと區別する傾向が生じた。（中略）やがて屋稅（家屋資產に對する課稅）地稅（城郭內の耕地・菜園に對する課稅）のごとき城郭獨自の課稅を生じ、宋初でもこれを承けて、城郭之賦を鄕村民田の夏秋兩稅と區別した。この宋初の城郭之賦は屋稅・地稅を主體とし、その外、官鹽の給付に對する鹽錢、官有の店舗・家屋・倉庫の地代である房廊地基錢、市場・埠頭等の公共地の利用賃借に對する地舗錢等で構成された。[6]」

この說明の、房廊地基錢以下は屋稅・地稅と別扱いにする必要があるが、果してここで言われていることが、宋代三百年間、原則的に行われていたかどうか、もう少しこまかく吟味しなければならない。というのは南宋も半ばをすぎた寧宗の嘉定年間、江南東路の轉運使となった眞德秀が、その上奏中の一節で次のような發言をしているからである。

（前略）紹興中行經界、（江寧）府城坊郭與諸門外、不過戶納兩料役錢、謂如房地日收賃錢一文、則每年納錢四百省、內城南廂以至第二都、成年計六百二十四貫七百二十四文、此外他無一毫稅賦（眞文忠公文集卷六、奏乞爲江寧縣城南廂居民代輸和買狀）

これを建康だけの特例とみるのはどうも無理なように思われる。何故ならば、現存する十指を越す南宋時代の地方志のどれを繙いても――そこに載せられた稅目は、時代と地方の特色を反映しつつ、詳細で變化に富むにも拘わらず――表だって屋稅・地稅という名稱を擧げるものが皆無であること、最初からあまり見られぬ地稅は論外として、北宋時代に多かった屋稅に關する史料が南宋に入ると急激に減少することなどと無關係でないように考えられるためである。從って當面、

屋税・地税の再検討が必要になって來る。兩者に對する專論には草野靖氏の「宋の屋税・地税について」（史學雜誌六八ノ四）がある。まず屋税についてその結論を要約すれば「屋税は本來兩税の都市化したもので、都市區域にある私有屋産一切が屋税の對象となり、その評定は家屋の廣狹間數が主となる。北宋末の崇寧の方田法では、坊郭内の衝要緩慢によって十等級にわけ、基地一畝が屋舍八間相當とされ、基地の廣狹から屋舍の間數を算出して課税した。徴收は現錢で夏秋二回行われる」となろう。草野氏の研究は、五代における日野開三郎氏の成果を繼承・展開されたもので、現在では可能な限りの史料が集められている。しかし、筆者の讀みとり方が惡いせいもあるが、屋税のイメージがなお漠然としている。屋業一切の中に、家屋以外の物業（財産）が含まれるのかどうか、家屋と土地の關係はどうなのか、倉庫・店舗・家屋が差別されていたのかどうか、などの疑問點はなお十分に説明されきっていない。史料的制限のため、こうした疑問に筆者も滿足に答え得ないが、いま少し時代の流れの中で立入って考察してみたい。

日野開三郎氏は五代の屋税について「それは五代初めに起源を持ち、税額決定の規準を家屋の大小又は建造物としての價値に置くのみならず、更にその位置乃至家業の繁否を參酌した營業收益税の意味も含んでいたものの如くである」と述べておられる。[7] いったい、唐末から五代を通じて華北は戰亂の渦中にあり、府州縣などの城郭都市の荒廢はかなり激しかった。たとえば後梁の末期の洛陽を「洛陽搢紳舊聞記」は次のように描出している。

張全義（前略）未久移授洛州刺史、時洛城兵亂之餘、縣邑荒廢、悉爲榛莽、白骨蔽野、外絶居人、洛城之中、悉遭焚毁、初巢蔡繼亂、乃築三小州城、保聚居民、以防寇盜、及罕之等爭奪、但遺餘堵而已、初至洛、率麾下百餘人、與州中所存者僅百戸、共保中州一城（卷二、齊王張令公外傳）

張全義の努力によって洛陽の復興は進み、後唐時代には國都とされるまでに至ったが、その際都市の構造に關係する重要な法令が出されている。それは

長興二年六月八日、（前略）其在京諸坊曲、應有空閑田地、先降勅命、許人戸請射蓋造、及見種蒔公私田地、如是本主自有力、便令蓋造舍屋、若無力、卽許人請射修蓋、（五代會要巻二六、街巷）

というものである。この時期までは、洛陽城内には、両税を徴収される田地や、あるいは商品作物として蔬菜を植える菜園などもある程度存在し、郷村の両税と區別された坊郭の屋税といった税目は未だ確立していなかったようである。國都を充實させるという政治的意圖が強く働いていた點は否めぬが、城郭内にできる限り多くの家屋を建造し、空閑地乃至は田地をなくして行こうとする方向がこの史料からよみとれる。上文に引續いて

京城内諸坊曲、除見定園林池亭外、其餘種蒔及充菜園幷空閑田地、除本主量力自要修造外、並許人收買、（中略）諸色人置到田地等、並限三箇月内、修築蓋造、須見次第、仍不得兩處收買田地、其地祗許修造宅院、幷其閒小小栽植竹木外、不得廣作園圃、及種植田苗、

とあるのもその裏付けとなろう。これと同じ頃、後唐の東京である大名府の税制について

同光三年二月勅、魏府小荼豆税、每畝減放三升、城内店宅園圃、比來無税、頃因僞命、遂有配徴、（五代會要巻二五、租税、册府元龜巻四九一、邦計部蠲復三）

という記事がみられる。両者から憶測すると、唐末から五代の後唐はじめ頃までは、都市の税制は、農村とさまで截然と區別されていたわけではなく、場所によっていろいろな型が並存していたのであろう。爲政者にとっては税制の體系化よりも、荒廢した都市の復舊と、自己の根據地としてそれを育成することが急務であったかと思われる。ところが後唐も明宗の天成年間以後になると、都市の税金として屋税があらわれ、特に蠲免などの場合農村の両税と明白に對置して用いられるようになり、納入期も夏秋二回であることが確かめられて來る。後周初期、兖州の慕容彦超が鎭壓された直後の赦令はその代表的なものと言える。

廣順二年五月、詔、（中略）應兖州城内所徴今年屋租及蠶食鹽錢・諸色雜物税、並與除放、城外官軍下寨處、四面去州

城五里内、所徴今年夏秋苗子・蠶食鹽錢、並諸雜沿徴錢物、並與除放、（冊府元龜卷四九二、邦計部蠲復四）

このほか、後晉天復七年八月、襄陽に根據を置いた安從進が滅びた時、最初は

應在城人戸、除已行賑貸外、特放今年秋・來年夏・城内物業上租稅、其城外下營寨處、（中略）特與除放今年來年二月（年）合係租稅、（冊府元龜卷四九二、邦計部蠲復四）

と出された法令が、一月あとに、

九月又詔、襄州城内人戸、今年秋、來年夏屋稅（下略）

と書換えられているのに氣付く。少くともここでは、屋稅は、日野氏が指摘されたように、城郭居住者の物業に賦課された租稅と言える。だが、屋稅が、家屋・財産・土地すべてを包含し、さらに營業稅的な要素をも持っていたものかどうかは必ずしも明らかではない。

屋稅という呼稱や、唐末から五代の、それが出て來たバックグラウンドを考えると、やはり唐の間架稅と同樣に、城郭内の家屋・倉庫などの建造物それ自體にウェイトがあり、荒廢した都市にできるだけ早く家屋を建てさせようとしているのも、まず家屋を對象として徴稅を行なおうとする意圖が含まれていたためではないだろうか。宋に入って、湖南の楚國を平定した潘美は、

計屋、每間輸絹丈三尺、謂之屋稅（長編卷四七、咸平三年四月己未）

と、從來この地方になかった屋稅を創設している。これが、五代中原地方の屋稅と同名異物とはいい切れぬ。むしろ、こうした屋稅は本來江南地方にはなく、潘美がはじめて導入したが、眞宗咸平三年に至って再び廢止されたとも考えられる。

有名な唐の間架稅は、兩稅法施行後間もない德宗建中四年六月に、軍事費捻出のため始められた。それは家屋の梁間を一間とし、上・中・下三等に差をつけ、各々、二千・一千・五百錢の貨幣を納入させたものであった。その施行範圍や納

入の實態は不明だが、恐らく都市内の家屋所有者が主たる對象とされていたろう。ところが、屋間の多寡で賦課すると、かつて豪奢な生活を營み、いまは零落してやたらに大きいだけの家屋に住む貴族と、小家屋に住み、活潑な經濟活動を行う新興の商人たちとの間に當然矛盾が生じ、惡評のうちに、一年有餘で中止された。[8] しかし、都市家屋に於て、間架を規準に課稅したり、或は賃貸料を徵收する發想は宋になっても認められる。宋代、都市の飛躍的な發達とともに、その住民構成や、彼らの生業も複雜多岐に亘ることになり、家屋の廣さや場所柄だけで租稅がきめられることは影を薄くし、屋稅といっても、綜合資產評價的な內容になっていたかも知れぬが、初發的にはやはり間架稅の系譜に連るのではないだろうか。

宋に入っても、屋稅は特に蠲免と關係した史料に多くあらわれる。災害や軍事徵發、封禪などの國家的行事で過重な負擔がかけられた場合には、農村の兩稅とならび坊郭の屋稅を蠲免するという記事が少くない。しかしその具體的徵收內容を示してくれるような史料は殆んどない。屋稅が完全に綜合財產評價の上に立って賦課されていたとすれば、坊郭十等の戶等制の有力な規準となり得たはずであるが、そのような痕跡も甚だ稀である。

常識的に考えて、當時、城內の私有土地・家屋において、㈠兩方とも同一人の所有、㈡一方の所有者が異る、㈢家屋がなく土地だけある場合が想定される。ここで城郭內の土地つまり坊郭地基の稅金として、地稅が出て來てくれれば好都合なのだが、そうはうまく行かない。先にひいた湖南の楚國平定の記事に、

初馬氏暴斂、州人歲出絹、謂之地稅、

とあり、暴斂とか州人とか言う用語からすると、これを都市のこととも見做し得るのが、屋稅・地稅が一緒に出て來る唯一の例である。さらに不思議なことに、五代から宋にかけて、坊郭の土地稅を意味する〝地稅〟という呼稱は史料上皆無に近い。この疑問を草野氏は次のように說明される。

「土地は郭內鄉村を問わず總べて一括して、土色に據って類別され、版籍に登記されていること、從って郭內鄉村の田地共に一括して夏秋二稅が課徵されていること、城郭之賦の地稅の呼稱は、決して「郭內の稅」と云う獨自且つ固定的な

指稱を持つものではなく、「田」に對置される土色――園地類の「地」に賦課する税であるという點に根據を持つ一般的な呼稱であること等が確認できよう」。草野氏は「かくて城郭獨自の税目として殘る處は屋税のみ」と結論される。[9] 地税についての氏の所説は蓋然性の高いものと思うが、なお上にあげた(一)(二)のケースで、屋税と地税が區別されて賦課されていたか否か確認し得ない。

宋の屋税史料中、最も具體的なものは徽宗の崇寧年間に行われた方田法中の記事である。

政和二年十月二十七日、河北東路提舉常平司奏、檢承崇寧方田令節文、諸州縣寨鎮內屋税、據緊慢十等均定、並作見錢、本司契勘、本路州縣城郭屋税、依條以衝要閑慢亦分十等、均出鹽税錢、且以未經方量開德府等處、每一畝可蓋屋八間、次後更可蓋覆屋、（宋會要・食貨四ノ一一方田）[10]

これを二年あとの政和四年一月十三日の

（前略）本府（開德府）南北二城屋税、曾經元豐年方量、裁定十等税錢、（宋會要・職官六八ノ三〇）

と合わせ考えると、北宋中期から末期に亘り、屋税はその立地條件の閑慢に從って十等に分けられていたことがまず確認される。そして屋税と呼ぶからには、その立地の等級と、家屋の廣狹に從って、主として貨幣による課税額がきめられていたとして良かろう。ただこの中に、敷地や他の財産も含んでいたかどうかという點は、筆者は北宋では含まれていなかったと思うが、暫らく疑問としておく。結局のところ、北宋時代、農村の兩税に對置さるべき屋税という税目が都市に存在し、家屋の立地條件の優劣に從って等級分けされ、次に廣狹を勘案して課税されていた程度のことしか定義できぬことになる。

五代・宋の屋税の史料を辿ると、それが存在する地域は江北――しかも河北・河南・山東など――つまり五代の中原王朝の範圍內に壓倒的に多いことが氣付かれる。そして、最初に觸れたように、南宋に入ると屋税史料が激減してしまう。また北宋の中ばから、都市居住者の財產評價として、家業物力とか營運物力とかが八釜しく論議されるにも拘わらず屋税

との絡み合いが浮んで來ないのも氣にかかる。上に定義したような五代から宋の屋稅は、必ずしも全國的に施行されていたわけではなく、或いはその內容にも差異があったのではなかろうか。宋史食貨志城郭の賦について「宅稅・地稅之類」と言っている「之類」の二字は、十分意味を持っているように思われる。

農村における兩稅は、その大部分が田稅化したのに對し、都市の兩稅は恐らく屋稅一本にはまとめきれなかった。都市では、家屋を中心とした屋稅を賦課する場所もあれば、土地・家屋・運轉資金までを加えた綜合財產の評價によって課稅する場所もあり、あるいは全く兩稅がない場所もあったのではないだろうか。江北に於いて屋稅が多くみられるのは、一つには鹽法との關係——屋稅鹽——をも考慮する必要がありそうだし、一方江南では、經濟發展の程度に應じて財產を綜合評價する傾向がより強く、單に家屋を對象とする課稅では現實に則さなかったとも考えられる。

南宋になって、方田法と本質上そう違わぬ經界法が施行されるが、そこでは屋稅十等的な制度は影をひそめ、むしろ坊郭基地を三等あるいは三等九則にきめる方向が打出されて來る。實例として、景定嚴州續志にみえる例を擧げよう。

坊郭基地・以丈計、得三萬三千八百六十四、（中略）以三等均敷、計物力三萬一千一百七十二貫有奇、（中略）民戶入納、有產稅、有和預買、悉輸絹、蓋產稅之外、別敷和預買、名色淆紊、起敷碎煩、（中略）今合產稅和買之絹爲一、每物力四十一貫二百、均敷絹一匹（卷二）

ここでいう產稅と和預買は、都市に限らず農村をも含めたもので、特に產稅（兩稅）は非常に廣い意味を持つと思われるが、正稅（恐らくここでは夏稅の絹の部分）が影を薄くしていることが讀みとれよう。言うまでもなく和預買絹は當初は農村が主たる對象であったが、次第に強制賦課に變貌して行く間に都市にも課せられ、南宋に至ると、とりわけ江南の先進地帶では、あたかも都市の正稅の如き觀を呈しはじめている。但しこれもある場所とない場所があったようで、最初に觸れた江寧府の場合、附郭の江寧・上元兩縣の府城內の部分は宋初の戰亂期に免除されて以降それが存在しなかったのに對し、城外廂では次のような形で割當てられている。

淳熙五年、知江寧縣事章騆、偶因推排平白、將一廂三都、分立和買兩色、增科綿絹於民、房地僦賃、則起所謂家業錢、店肆賣買、則起所謂營運錢（眞文忠公文集卷六、奏乞爲江寧縣城南廂居民代輸和買狀）

すなわち、借家・借地の所有主には家業錢、店舗等の營業者には營運錢という名目で財產（物力）の評價をし、それに基づいて和預買絹が課せられるのである。その具體像は、同じ江寧府に屬する句容縣城では次のようになっていた。

（前略）在城江寧上元兩縣、有房廊之家、少者日掠錢三二十千、及開解庫店業之人、家計有數十萬緡者、營運本錢・動是萬數、並無分寸和買、句容縣有房廊及開解庫店業之家、富者家計不過五七千緡而止、營運本錢・不過三二千緡而止、其日掠房錢一百五十六文足者、卽趁納和買絹一疋、開解庫店業之家、營運業錢・每一貫文足、卽納和買絹二寸二釐八毫、各家歲納和買絹不下五七疋、則府城之人・何其幸、而縣郭之人・何其不幸邪、此特坊郭之不均耳、（景定建康志卷四十一、趙時侃申豁和買役錢狀）

そこで、振返って纒めてみると、多分南宋初期の經界法で、坊郭地基という地目が確立し、それは原則的に丈尺で計算され、何等級かに分けられた。この等級は不動產に對する課稅の第一の規準となったであろうが、それによって直接正稅が賦課される場合や、その上にさまざまな要素が組合され、結果的に何がしかの稅額になる場合など、多くのケースがあった。北宋時代には、とりわけ中原地帶に、建物を主たる對象とした屋稅が存在したが、次第に財產綜合評價に基づく課稅が表に現われ、南宋になると、屋稅の名稱も少くなる、という結論になる。

農村の兩稅に對比すべき正稅が原則として都市にも存在したことは間違いない。屋稅も確かにその一つだが、逆に都市の正稅は、宋一代、全國を通じて屋稅だけであったわけでもない。そうした直接稅に準ずるものとして、都市居住者には、主・客の別や職種・財力に應じてなお幾つかの負擔が課せられていた。まず身丁錢である。宋代の身丁錢米については既に多くのことが語られているが、[11] 當時の稅役體系の中でどのような位置を與えるかについては未だ問題が殘されてい

る。身丁錢米が廣範に存在した江南各地でも、そのあり方には時代と場所でこれまた多くの變化があって一概には論じられぬが、廣南や兩浙などの一部では、

本縣城內四廂居民、舊有身丁錢、前此官吏只憑丁籍取辨、然市井小民、遷徙不常、無由追納、（中略）淳祐癸卯、盡爲銷豁（永樂大典卷五三四三、潮州府の條にひく三陽圖志）

とか、

乾道九年十一月九日、南郊赦、台州城內、被火居民、仰本州取會、保明詣實、將今年未納身丁、與免一年（宋會要・食貨一二ノ二一）

のように、明らかに城郭內に身丁錢が賦課されていた事例が知られる。

次にやや瑣末に亘るが、主として北宋期に坊郭戶の負擔として、屋稅鹽錢という稅目があったことが知られている。五代の屋稅鹽錢に關しては日野開三郎氏に論考があり、[12] 宋もそれを繼承したと見做し得る。崇寧方田法の史料に〝均出鹽稅錢〟とあるのを草野氏は屋稅鹽錢と屋稅錢の兩者と解しておられるが、果してしからば、北宋末期まで屋稅鹽錢は存在したことになる。但しこれは鹽法とも密接に繫りがあり、中原の都市ならどこにでもあったというわけにも行くまい。屋稅鹽錢は屋稅を基準にして課せられたものだが、屋稅のない坊郭の客戶のためには、別に乾食鹽錢という稅目が用意されていたらしい。

嘉祐三年十月癸亥、詔河北諸州軍、坊郭客戶乾食鹽錢、令坊正陪納者、特蠲除之（長編卷一八八）

ただこれも詳細は不明である。

一方、當時農村で一番問題になった職役は都市ではどうであったか。都市においても、坊正や手力などの職役が存在し、戶等推排や徵稅業務に從事したことが知られる。[13] しかし都市內部の貨幣經濟の發達や住民の浮動性などを主因として、早くからその多くは專門職化乃至雇役化し、また職務內容も農村のようには煩雜でなかったことが十分考えられる。

さらに警察業務にしても、國都などの大都會では專門の廂巡が配備されていたし、楚軍や廂軍の援助もあって、農村における耆長・弓手のような制度を必要としなかったであろう。從って全體としてみれば、都市では職役はなかったと言っても、そう大きな間違いではなく、宋人にもそういう認識を持つ人があった。[14] 職役の代りとして、都市居住の主戸には科率とか配賣とか呼ばれる政府必要物資の臨時・定期的制徵收や賣付があったが、ここでは詳論を避ける。そして王安石の募役法實施とともに、ある程度の財產を有する坊郭戸からは助役錢が徵收されるようになり、時として異同はあるが、南宋末まで行われた。その中には江寧縣の場合のように、それが唯一の都市住民の負擔——形式的には兩稅錢——となっている例も見られる。

以上述べた賦稅は、都市居住民の財產乃至丁身を對象としているが、別の系列に入る稅目も幾つかある。その代表は營業稅的な色彩を持つ免行錢である。免行錢の詳細は先學の研究に讓りたいが、[15] 同種類の商品を扱い、あるいは營利事業を行う集團を官がイニシアティブをとって系列化し、そこから必要物資や貨幣を徵收していた點で、宋代と明代とに非常に良く似た例が見られ、從って明代の制度を紹介しておくことも多少の參考になろう。

明代の史料というのは、北京附郭の宛平縣に關する、異常なまでに詳密な記錄である沈榜の『宛署雜記』卷十三の鋪行に外ならぬ。些か長文であるがはじめの部分を引用してみたい。

鋪行之起、不知所始、蓋鋪居之民、各行不同、因以名之、國初悉城內外居民、因其里巷多少、編爲排甲、而以其所業所貨、註之籍、遇各衙門有大典禮、則按籍給値役使、而互易之、其名曰行戸、或一排之中、一行之物、總以一人答應、歲終踐更、其名曰當行、然實未有徵銀之例、後因各行不便、乃議徵行銀、其法計生理豐約、徵銀在官、每遇有事、官中召商、徑自買辨、本意爲行戸、當行賠貶不貲、故徵其銀、不復用其刀、取其物、卽古免役錢、今徭編銀差之例（中略）徵銀法分九等、上上則徵銀九錢……下下則徵銀一錢（下略）

それが、萬曆年間に至って下三則の徵收が煩雜で、徵收額が少い割にかえって貧窮行戸の大きな負擔になるとの理由で上六則のみに銀を賦課するよう改められた。ところで、宛平縣のみならず、北京城內の他の附郭縣大興縣も合わせて、編籍のうえ銀を徵收される行舖の種類は百三十二あり、現在その下三則の三十三行の名が判明する。そこからは、碾子、炒鍋、豆腐、柴草、等秤、裁縫、刊字、媒人、淘洗などかなりこまかく多樣な行の姿がうかがえる。また次表は、萬曆年間の上六則の行戸の統計であるが、このほかに下三則の免稅行戸が三萬四千三百七十七あったと記錄されている。行戸の統計そのものは明代北京城內の商業を考える一つの材料となるが、それはともかく、宋の都市に於いても、ほぼ同じ姿をみつけることができる。勿論、明の北京の狀態とは數的に、或は多樣性の面で一疇を劃しはする。しかし沈榜が〝不知所始〟と言っているのは明らかに宋まで溯らし得るし、また卽古免役錢と言うのも、正しくは免行錢とすべきことは間違いない。宋の代表的史料は、眞文忠公文集卷七の申御史臺幷戸部照會罷黃池鎭行舖狀である。いわく、

照對、黃池一鎭、商賈所聚、市井貿易、稍稍繁盛、州縣官凡有需索、皆取辦於一鎭之內、諸般百物、皆有行名、人戸之掛名籍、終其身以至子孫、無由得脫、若使依價支錢、尙不免爲胥吏減尅、況名爲和買、其實白科、（下略）

黃池鎭は揚子江に沿う太平州（安徽省當塗縣）の一鎭であり、商業聚落ではあったが、それほど大きな都會ではない。その黃池鎭に於いてさえ、官の物資調達のため政府が行を編籍していたことは、他の大都會でもそれの一層大規模な實施を豫想させる。王安石はこうした不定期かつ規準のまちまちな制度を免行錢という錢納化の方向に一本化しようとしたが、事實は必ずしもそう簡單に行かず、宋一代現物納、錢納、兩者を重復して課せられる場合が亂立している。それは、上揭「宛署雜記」の言うところと本質的に變りがない。但し、このような、行に對する徵收額——たとえば免行錢の場合でも——は、地方志などの統計には通例あらわれて來ない。その理由としては、これが本來は賦稅と見做されるものではないことや、その用途が地方の運營に屬し、中央戸部の財政と直接には關係を持たなかったであろうことなどが考えられる。

		坊名	上上	上中	上下	中上	中中	中下	計(戶)	銀
宛平	中城	大時雍	99	33	29	49	107	417	734	378兩3錢
		小時雍	1	3	4	15	21	83	127	56 8
		安富	14	10	21	27	56	160	288	128 7
		積慶	2	4	3	9	14	85	117	50 3
	西城	河漕西	16	16	13	19	32	85	181	91 3
		阜財	12	16	5	21	27	130	211	99 2
		金城	17	22	15	35	56	278	423	190 8
		朝天日中	7	6	6	15	46	128	208	83 7
		鳴玉	20	24	19	36	54	198	351	167 5
		阜城(關)	2	8	7	38	18	52	?125	58 1
	南城	宣南	7	5	5	11	17	41	86	44 5
		宣北	20	25	32	29	32	80	218	152 8
	北城	發祥	3	1	4	8	11	39	66	33 9
		日中	29	21	?	38	57	229	374	147 8
		關外	5	21	3	20	23	185	257	120 9
		小計	254	215	166	370	571	2190	3766	7532
大興	中城	南薰	87	53	14	28	61	222	465	260 8
		澄清	34	32	15	24	33	146	284	153 2
		仁壽	15	12	5	10	32	93	167	81 4
		明照	17	5	2	12	16	56	108	57 1
		保代	4	4	3	2	25	34	72	32 2
	東城	明時	50	39	20	31	84	389	513	261 8
		黃華	43	24	10	17	52	183	329	170 3
		北居賢	22	28	8	22	54	166	300	150 8
		南居賢	9	8	13	27	71	196	324	148 5
		思城	16	11	13	14	42	164	260	122 1
		朝陽(關)	5	5	6	14	19	65	114	55 8
	南城	正東	73	34	59	115	120	267	668	367 2
		正南	12	16	19	32	33	79	191	103 4
		正西	39	46	70	61	55	139	410	236 6
		宣北	29	32	88	29	53	117	348	202 4
		崇南	11	30	34	37	34	77	223	130 1
		崇北	38	41	39	72	46	186	422	233 5
		宣南	8	6	24	26	21	47	132	73 9
	北城	崇教	12	10	6	30	26	95	179	88 0
		昭回	15	3	3	8	22	105	156	75 4
		靖恭	7	7	13	17	42	189	275	122 6
		靈春	6	7	7	7	25	63	115	54 6
		金臺	6	3	3	10	16	95	133	60 3
		敎忠	8	27	18	21	38	67	179	101 0
		安定(關)			1	1	2	12	16	6 7
		小計	566	483	493	667	1022	3152	6383	12766
		總計	820	698	659	1037	1593	5342	10149	20298

営業税的な都市に於ける賦課としては、ほかに商税が残っている。宋代の商税は過税と住税に區別される。それらはいずれも客商から徴收し、前者は通行税、後者は入市税に比定されると筆者は思うが、住税は坐賈、すなわちその土地の商人が支拂うという見解もある。[16]明代には、城市鄉鎮の店舗を開張する家には、等則によって課税する〝市肆門攤税〟があった。[17]それが果して、宋の住税に繋るかどうかは不明である。また免行錢や科率と門攤税や北京の行舗徴銀の相關關係などについてもなお多くの疑問は未解決のまま殘さざるを得ない。

以上、都市居住者に對する主だった賦課を、ともかくも列擧してみた。問題は、かかる賦課が、時期と場所によって、さまざまに組合わされ、その中に筋道をつけて行くことがかなり困難な點にある。そのことは稿を改めて論ずるとして、次に都市内の官有地の居民の負擔についても筆をさかねばなるまい。

二　樓店務・房錢・その他

宋代の都市居住者には借家人、借地人が少くなく、特に房錢と呼ばれる家賃を支拂う借家人の中には、零細な暮しの人戸もかなり含まれていた。このことは、加藤繁博士の先驅的研究の中で指摘されているが、[18]博士當時には利用できなかった史料を加え、いま一度この問題に立入ってみたい。

宋代坊郭の土地は、制度上、官有地と私有地に明確に區分されていた。その定義は次のようにつけられる。

今天下州郡、王土有二、一曰税地、税地有和買役錢、有本色折變、有科敷差役、一曰樓店務地、並不輸納諸色官物、亦無差科敷役等事、止納一項官地錢而已、比之税地、實爲優輕、（開慶四明志卷七）

家屋土地の借貸は何も官有地だけで行われるわけではないが、まず一般に樓店務地と呼ばれる都市内官有地からとりあげることにする。

樓店務地がどのような經緯で官の手に歸したかという問題は、史料的に仲々つかみにくい。またその數量についても、全國各地で相當の地域差があったと思われる。ともかくもその淵源を辿り得るものを探ると、一つは、權力によって民有地が強制的に徵發乃至買上げられる場合が考えられる。その代表例は、國都造營の際に見ることが出來る。南宋の初頭、北方から皇室・諸官廳が大擧江南に徙り、臨安の街に乘込んだ時もそうであった。こうした混亂期（草創期）には力關係によって多くの土地が官有になることも珍らしくはなかったろう。

紹興三十二年八月二十三日、詔、臨安府係駐蹕之地及四方衝要去處、有民間田地、爲官司所占、或作寺觀花園管寨宮宇等、雖已減免二稅、訪聞和買紬絹、州縣不曾隨稅除豁、却均衆戶送納、（宋會要・食貨十ノ一六）

にその一端がうかがえるし、これから十年たった乾道八年にも、

九月二十一日、詔、臨安府城內外及屬邑、應官司所占民間地基、見充官用者、差官覈實、悉與除豁租稅、（宋會要・食貨六一ノ六七）

と同じ內容の詔勅がくりかえされていることは、溯って南宋初期に於いては、さらに臨安郭內の土地所有の移動が激しかったとの推測を可能にする。

第二に、逃戶・絕戶の沒官田宅が官有になるケースが擧げられよう。舊中國では、搔亂期に都市が掠奪の對象とされたことは常識的な事柄で、掠奪者が軍隊・盜賊を問わなかったことも良く知られている。南宋初期、金軍に蹂躪され、そのあと盜賊や地方軍團が攻防をくり返した揚子江沿いの都市の場合、逃亡や殺戮のため相當量の無主の田宅が生じ、その多くが有力者の、一部が官の所有になったことはほぼ間違いない。

紹興二年四月十一日、德音、被虜人戶陷賊、州縣便行籍沒家產、情實可矜（宋會要・食貨六一ノ六三）

といった史例はその一例にすぎない。

第三に、鹽法や市易法をはじめ、官と關係する商業活動に際し、商人が自己の田宅を抵當に入れて物貨・貨幣の融資を

受け、それが返濟不能になるケースや、都市に尨大な財産を積んだ有力者が罪を犯して家屋もろとも沒官される場合なども決して稀ではなかった。

都市内の官有屋産は、宋代になると多くが上に述べた樓店務という官廳で管理された。いったい宋代には、商稅務、榷貨務を筆頭に一括して場務と呼ばれる經濟關係の諸官廳が數多く設置された。それらは、唐の六典的な官制の枠外に設けられた、現實的なそしてまた重要な役割を持つ役所であるが、傳統的な考え方からすれば、一段ランクの下るポストでもあった。場務の創置自體、時代の性格を物語るできごとであるが、それはさておき、宋初から現われる樓店務は、坊郭の官有家屋、倉庫、土地の管理・賃貸を主要職掌としていた。樓店務の前身は、加藤博士の研究された內莊宅使であろう。[23] 內莊宅使は、唐の則天武后の頃から史料に出現し、別莊・第宅・田園を始め碾磑・店舗・車坊・園林等のあらゆる種類の官有不動產を管理し、宦官がその任にあたった。加藤博士はその管轄地域を別に都市と限っては居られぬが、引用された關係史料は都市內の事柄と見做し得るものが大部分である。恐らく內莊宅使は實際は長安城內の官有不動產を管轄し、必要とあれば、他の都市にも——例えば洛陽の東都莊宅使の如き——莊宅使が置かれたのではなかろうか。

唐代、主として宦官が擔當していた所謂〝使職〟は、宋に入って新しい姿で繼承發展される。樓店務に限って言えば、それは宮庭のいわば天子の個人的財源が、より廣い國家財政にきりかえられることでもあった。さらにまた、貨幣經濟の伸長、都市の發展により、從來の宮中家計補助的な任務が拂拭されて、國家財政の中で一定の地位を與えられるほど、都市の賃屋居住者の意味が增したと言うこともできる。宋初、樓店務の收益の用途として、〝禁中脂澤之用〟という項目が擧げられているのは、[24] 前代の名殘りとも受取れる。しかし、宋の中ば以降は、樓店務の利潤は、すべて戶部の財計に入り、左藏庫に納入されている。

宋代樓店務に關する現存史料は、國都開封には比較的纏まったものが殘っているが、地方州縣都市については甚だ不十

分である。ただそれが、北宋初めから、開封と杭州（臨安）に設けられていた點は間違いない。加藤博士はこうした國都の樓店務が、他の地方都市の官有屋地を管轄したと理解されているようで、[29] 方向としてはそうした可能性は強いが、地方都市にも樓店務が置かれていた痕跡も見出し得る。咸淳毘陵志（鎭江府）に見える、

樓店務、國初始置京師、又爲店宅務、後行之諸郡、（鎭江府樓店）務久廢、所收省地錢、以戶曹掌之（卷八）

という記事や、宋史職官志の戶部官制中の、

戶部左曹、分案有三、（中略）設窠有三、曰二稅、曰房地、掌諸州樓店務房廊課利（卷一六三）

などがそれである。曾我部靜雄氏はこうした點を強調され、各府州に存在したように言われている。[30] 實際には、餘程の大都會でないと樓店務という獨立官廳を設けるほど官有屋產があったと考えにくい。永樂大典がひく、福建汀州の地志臨汀志には、汀州府城の房廊地基錢を載せるが、その額は年間總計五百三十貫に充たず、附郭長汀縣の免役錢が一萬貫近いのと比較して、さして重要な意味を持たせるわけには行かない。おおむねの州では、樓店務の事務は他の部局で兼務していたようで、これも永樂大典がひく、撫州府志中の宋代の記事に〝樓店務屬司戶廳〟とあるのや、淳熙三山志の、

治平記、左廂屬州東兵馬監押治所、右廂屬州南兵馬都監治所、後合爲一、以都監主之、淳熙元年、以隸司法廳（卷七）

によってそれが知られる。當面、史料の多い開封の樓店務の制度を明らかにしよう。[31] 開封の樓店務は、早い時期に店宅務と改稱され、それが都大店宅務、左右廂店宅務などとも改められている。北宋中期に入ると、店宅務は開封を東西兩廂に二分して管轄するようになっていた。開封に限って店宅務という呼名を使い、しかも太府寺の所轄に屬するのは何か意味がありそうだが、今はそれを明らかにし得ぬ。なお南宋の首府臨安では、樓店務の名稱に戻っている。宋初には店宅務の長官には、下級文官、武官と宦官の三者が充てられていたが、大中祥符六年に、左右廂、文武各一人、計四人に改められ、二年一任期とされた。彼らは官屋の借貸狀況、修理、再建と收益錢額によって勤務評定をされた。いずれにしても、店宅務の長官は、監當（監臨）物務官と呼ばれるグループの一人で、エリートコースからははずれたポストであった。在

京店宅務の長官の實例としては、司馬光の從兄の司馬里[25]や歐陽脩の墓誌銘がある裴德裕[26]などが擧げられるが、いずれも最高官位は知州どまりで、滄浪亭で名高い文人蘇舜欽[27]などがその任にあったのはむしろ例外であろう。

これら長官の下にあって實際の職務を分擔するのが胥吏で、まず專知官と副知官、合わせて專副と呼ばれる人たちがある。宋代には、多くの官署に專副の存在が知られる。彼らは官と言う字はつけているが、實際やることは胥吏という、いわば官と吏の合いの子的位置にあった。樓店務の專副は三司所屬の軍大將と呼ばれる胥吏化した武官グループから選ばれ、一年乃至二年その任に携わった。この下に勾押官・前行・後行あるいは手分といった胥吏がいるが、その具體的な職掌は知り得ない。恐らく帳簿事務——店宅務の帳簿は北宋中期の仁宗天聖年間に三十種類百七十餘部もあった——を取扱うこれら胥吏の下に、實際に家賃や借地料を徵收する雜役係りが屬していた。掠錢親事官と呼ばれる五十人前後の人たちがそれで、原則として一年で交代し、自己の擔當區域・家屋數をきめられ、十日乃至一ヶ月に一度直接三司に報告の義務を有し、缺損が生じた場合は賠償の責も負わされた。このほか修造指揮と名づけられる廂軍の一部隊が置かれている。店宅務所屬の官有地は、土地だけで貸すよりも、官が家屋を建て、それを貸して房錢を徵收する場合が多く、それがまた原則でもあった。その建造や補修、倒壞火災に際する復舊を受持つのが修造指揮である。但しこの修造指揮は開封に於いて他の營繕事業を行う諸官廳——將作監所屬の八作司・街道司・修內司など——とも關係があり、店宅務專屬であったかどうかは判らぬ。なお杭州には北宋以來、樓店務指揮という廂軍の一部隊が置かれており、[28]開封の修造指揮に似た任務を受持ったと考えられる。

次に借地料と家賃をとりあげる。賃貸料は僦錢と總稱されるが、その內容に從い、建造物のない土地だけの場合は白地錢・白地租錢・白地賃錢・賃地錢などと呼ばれ、家屋を含む時には房錢・房廊錢・房緡などと言われる。建造物の場合には、店舗・倉庫・旅館など、それによって直接利潤をあげ得るものも含まれていたが、恐らく房錢は、家屋と土地柄を勘

案して徴收され、營業による收入は別途に課稅されていたと推測される。

、樓店務の僦錢は國家財政上は課利という項目に含まれ、直接稅の兩稅すなわち賦入とは區別されていた。全國的な歲入額は判らぬが、開封店宅務のそれは、北宋中期十四萬貫から十五萬貫に達している。宋會要には、眞宗の大中祥符から仁宗の天聖にかけて、店宅務のこまかい歲入額をあげており、開封の研究には多少の參考になる。上述のように店宅務は左・右の兩廂に管轄區を分けていた。ここで言う廂は宋代都市區劃に普通に使われる廂とは異り、單に開封城の東側左半分と西側右半分ということらしい。その年間收入と家屋數は大略次表の通りだが、一見して兩廂の屋數がほぼひとしいのに對し、課利數に差があるのに氣付かれよう。宋會要方域に載せられている開封の廂別の戶數・坊數統計をみても、城內東半部は西半部にくらべ繁華であったことが推定されるが、この店宅務統計からもそれが窺える。また當然のことながら、店宅務の僦錢の單價にも、場所によって差異があったことがまず確認できる。ところで、個々の樓店務家屋の房錢額を直接知る史料は甚だ少く、とりあえず幾つかの例を提示しておくだけにとどめざるを得ない。まず開封の上記統計からは一日一間平均一六錢という數値が出る。これは、

大中祥符八年正月詔、（中略）應僦官舍居、賦直十五錢者、每正至寒食、免三日之直（宋會要・食貨五五ノ五）

という十五錢に近い。一方、

熙寧十年七月十二日、（前略）近勘會、左右廂店宅務、有空閑舍地基數甚多、（中略）勘會、左廂六百四間、右廂五百八十八間、日約較錢二百二貫五百二十九文足（宋會要・食貨五五ノ一三）

から計算すると、一日一間平均一七〇錢と十倍近い數値になる。物價の値上りを考慮に入れてもこれは高く、そのために借手がないのかもしれな

年　時	廂	課利額(貫)	家屋間數
祥符5(1012)	左	88,757	
	右	54,792	
		143,549	
天禧1(1017)	左	85,880	
	右	54,213	
		140,093	23,300
〃 天聖3(1025)	左	82,939	13,300
	右	51,700	12,800
		134,639	26,100

い。また南宋の例としては、

照對、目今天色亢陽、（中略）竊慮細民不易、所有官私房廊白地錢、自七月初二日爲頭、五十文以上、放五日、五十文以上、放十日、（朱子別集巻九、放官私房廊白地錢約束）

や、開慶四明志中の養濟院運營費のための借家で、一間一日、四一七錢、二七七錢、二〇〇錢といったものが擧げられる。但し前者では、一人の負擔額にまとめられているため、單位面積あたりの數値は判らぬし、後者は十七界會子で計算されているため直接には北宋と比較できにくい。

屋稅の場合と同じように、房錢や賃地錢の額も、立地の繁閑に基づき、家屋の大小を勘案して決められていたことであろう。

天聖二年三月、三司言、店宅務賃宅、多乞添蓋涼棚、枉破材料、緣所賃只據屋間架、欲乞今後更不蓋造、從之（宋會要・食貨五五ノ五）

では、間架つまり柱間の多少にウェイトがおかれているようにみえるが、これまたすべての場合がそうであったわけではない。

前掲、沈榜の宛署雜記には、明代北京の官有家屋の賃貸がやはり記錄されている。

洪武初、北平兵火之後、人民甫定、至永樂、改建都城、猶稱行在、商賈未集、市廛尚疏、奉旨、皇城四門、鐘鼓樓等處、各蓋鋪房、除大興縣外、本縣地方共蓋廊房八百一間半、召民居住、店房十六間半、召商居貨、總謂之廊房云、房視衝僻、分三等、內大房四百四十三間、每間每季納鈔四十五貫、錢九十文（巻六、廊頭）

ここにあげられている廊房と店房は、北京の北・西一帶の城門間の大街と、諸門の周圍に、かなり強い政治的意圖をもって創置されたといえる。文中の大・中・小房は一見房子の大小のようでもあるが、房視衝僻分三等と言っていることや、下文で詳細に各房子の所在を列記している部分を檢討すると、大房は內城北面の北安門から北に向う大街に沿う、海

子橋・鼓樓・鐘樓の東西兩邊と、外城西南の宣武門內に限られ、それ以外の安定・德勝・西直・阜城など外城諸門周圍は殆んどが小房であるから、あるいは一間の大きさは畫一で、場所柄によって三等に分けられた臭いもする。宛署雜記の北京の有樣は、南宋臨安の

（前略）兼官私房屋及基地、多是賃居、還僦金或出地錢、但屋地錢・俱分大中小三等錢、如遇前件祈禱恩典、官司出榜除放房地錢、大者三日至七日、中者五日至十日、小者七日至半月（夢粱錄卷十八）

と一線上に置いて考えてよかろう。從って房錢と地基錢（賃地錢）はその所在の繁閑――當時の言葉で言えば緊處・漫處――に從って區分され、各等の中では廣さ（間數）によって徴收額が算定されたと見做し得る。夢粱錄に見える臨安の例では、房錢と地錢（賃地錢）に區別し、それぞれが三等に等級づけられていた。同じ區別は、元代の至順鎭江志卷六にも見ることができるから、ある程度普遍的であったかもしれぬが、すべてがそうであったとは言えない。

樓店務の土地について語る時に、開慶四明志の記事を外すことはできない。そこでは詳細に鄞縣城（同時に明州・慶元府城）內部の樓店務地が列記されている。ただ、房錢・間數による計算法でなく、丈尺による土地面積と徴收錢額で統計が出ている點に特色がある。開慶四明志卷七、樓店務地はまず次の書出しで始まる。

紹興經界內、該載樓店務地、計二萬九千九百三十丈二尺五寸、及分等則、今略具如后

いうまでもなく紹興經界法は、江南に追いやられた宋王朝が、新天地における土地所有關係や稅制の混亂を拾收整備せんとしたもので、紹興十二年李椿年の獻議で平江府（蘇州）より着手され、同十九年には殆んど全國に實施された。㊀ 經界法は農村のみでなく、都市をも對象としたことは

紹興十五年二月十日、王鈇言、（中略）一、今來措置、所有逐州縣鎭坊郭官司地段、亦合一體施行（宋會要・食貨六ノ四五）

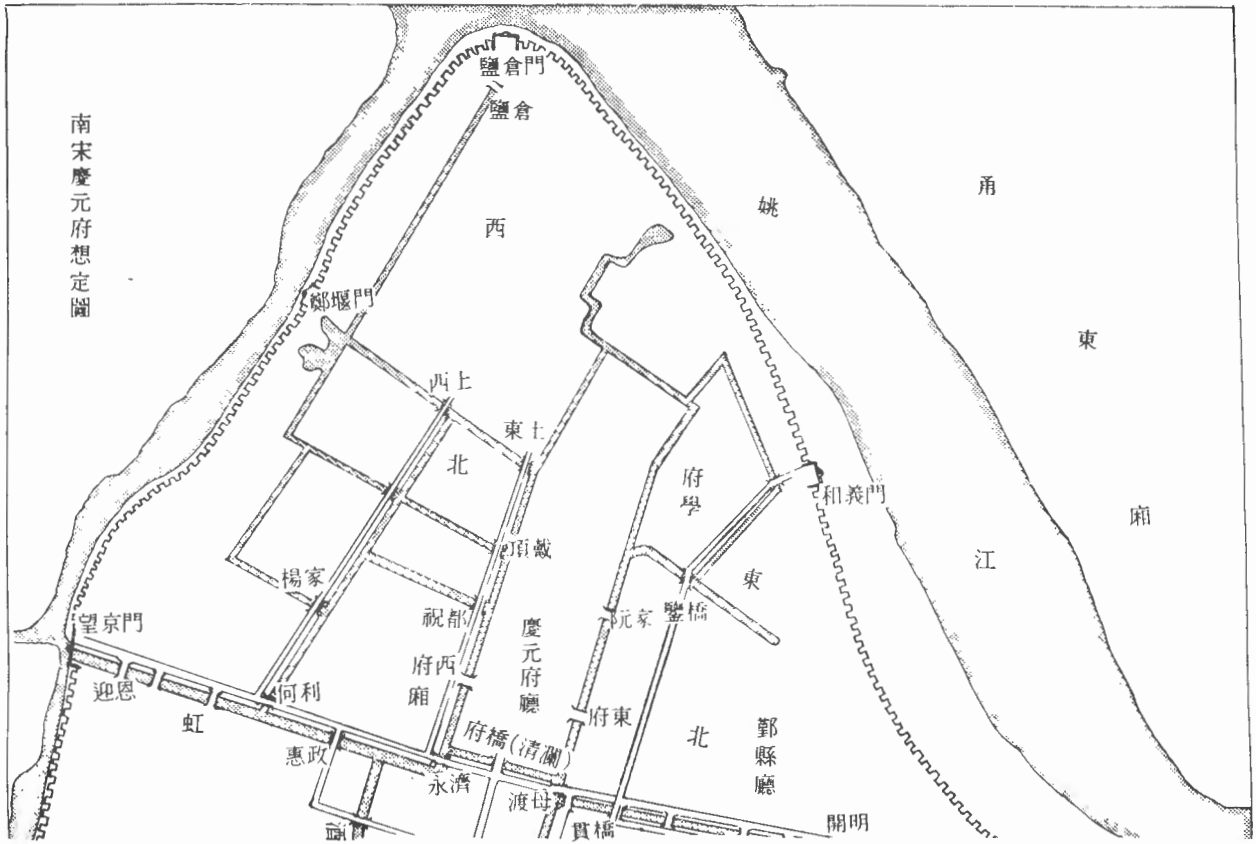
南宋慶元府想定圖
鹽倉門
鹽倉
西
鄞堰門
西上
東上
北
頂戴
楊家
祝都
慶元府廳
府西廟
望京門
迎恩
何利
虹
惠政
永濟
府橋(清瀾)
渡母
貫橋
開明
府學
東
元家
鹽橋
府東
北
鄞縣廳
和義門
姚
江
東
甬
廟

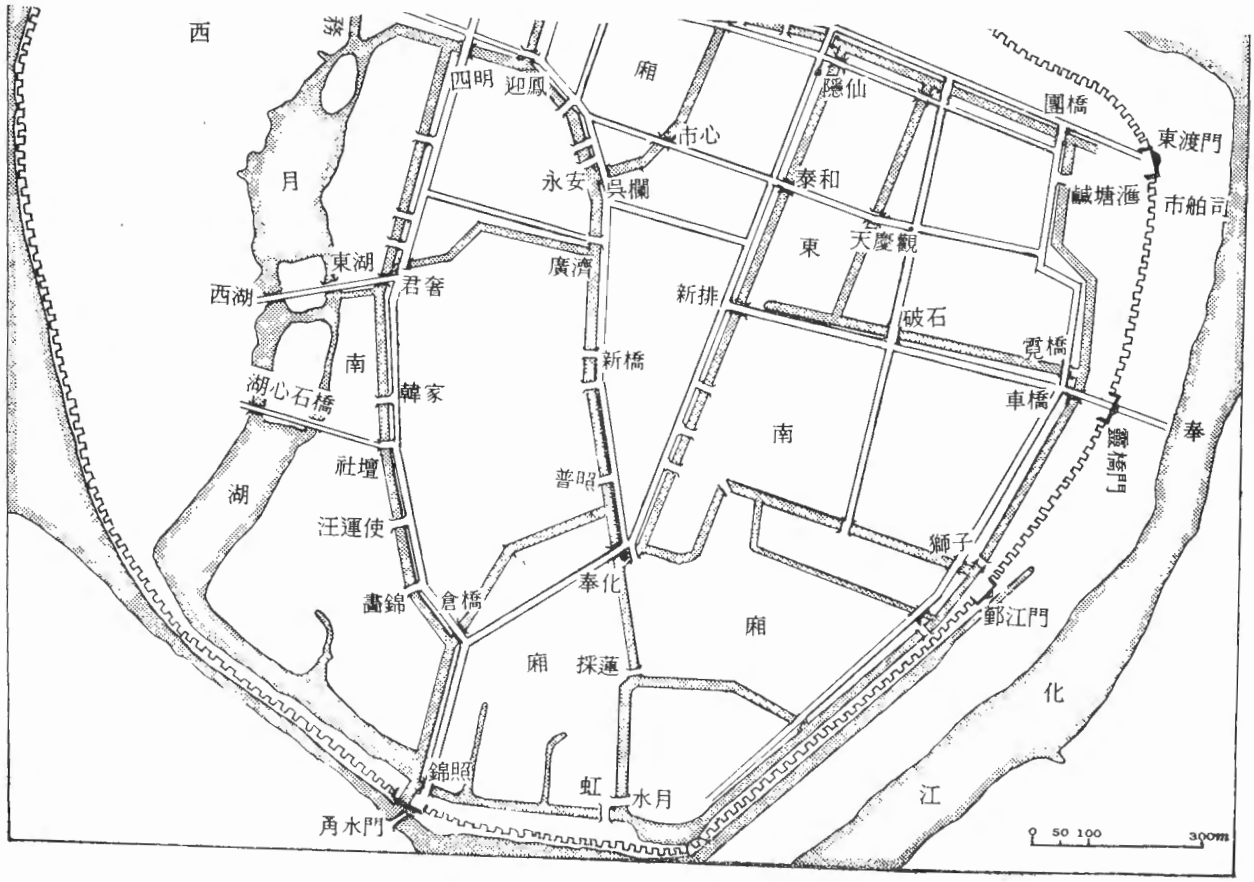
西
湖
月
四明
迎鳳
廂
隱仙
團橋
東渡門
市心
永安
吳欄
泰和
鹹塘
酒
市舶司
東湖
西湖
君奢
廣濟
東
天慶觀
新排
破石
南
韓家
新橋
湖心石橋
湖
社壇
普照
汪運使
奉化
獅子
畫錦
倉橋
廂
鄞江門
廂
採蓮
化
錦照
虹
水月
角水門
江
奉
鎮海門
0 50 100 300m

とある點からも明らかであり、その實例をここに見ることができる。さて二萬九千九百三十（平方）丈というと一丈を假りに三メートルとして、一平方丈は九平方メートルだから、約二十六萬九千三百七十平方メートルになる。これは一邊五百十九メートル四方の廣さであり、ごく大雜把に見積った鄞縣城内の面積三百五十萬平方メートルの一割にも及ばない。

紹興の經界法によって、この樓店務地は三等に大分けされ、各等が更に三分される。所謂三等九則に等級づけられた。各等の具體的な賃貸錢額は判らぬが、その生きた分布狀況は一つ一つ書き殘されている。宋代の鄞縣城内は四廂に分けられ、東北・東南廂は武康鄉、西北・西南廂は東安鄉と呼ばれていた。もっともこの鄉は形式上だけで、鄉村制の鄉としての役割は殆んど果していなかったと思われる。開慶四明志では、第一等上則以下第三等末則に至るまで、各則をこの東安・武康兩鄉に分けた十八項目を立て、各々について例えば次のような說明を加えている。

第一等中則、東安鄉、自貫前南西兩岸・取市心橋、自南湖頭・西取舊酒務橋、自四明橋・南取行衙前・至君奢橋・并舊瓦子內、自永濟西街南北兩岸・直取朝京門住

これだけではイメージが浮ばぬので、乾道・寶慶・開慶四明志をたよりに、宋代鄞縣の想定復原圖を作成してみた。鄞縣は宋だけでなく、元・淸・民國と歷代豐富な地志が連續して殘っており、かつその立地條件――南から來る奉化江と北から來る姚江がそれぞれ城の東南と東北を流れて合流し、西北と西南面はこの兩河の水をひいた運河で限られる――から、時代による移動が甚だ少いため、復原には比較的樂な都市である。おまけにこの縣すなわち寧波は、特に宋代、日本・朝鮮交通の門戶として、市舶司も設けられ、歷史的・地理的に看過できぬ場所でもあり、こうした地圖作成を試みておくのも、樓店務だけのためではない。

さて想定地圖と三等九則、十八項目中の地名をつき合わせてゆくと、殆んど城内全部の地域が網羅されていることが判る。叙述の形式は〝自――取――（住）〟とか〝自――至――（止）〟が一區切りで、その間一キロ近くに及ぶ場合もある。そうしてみると、この三等九則は、樓店務地だけではなく、鄞縣城内全部の三等九則ではないかという氣もする。常識的

なことながら、都市部で、目貫通りに沿う繁華街や、城外との交通の要衝に一等地が多く、また同じ等則でも、かなりこまかく分散點在していることが知られる。鄞縣は、東南廂の北半と、それに隣接する西南廂の一部がにぎやかで、こうした地域の住宅街は大體二等地、城の周邊や、小巷の中は〝元係第二等下則、無出入路、降入此等（三等上則）〟などとあるように三等に入れられている。

紹興經界法で約三萬平方丈あった鄞縣の樓店務地は、賃貸料が民間に比較して安價のため、有力者が借り受けてまた貸ししたり、或いは胥吏と共謀して私有地に變える等の弊害を生じた。もっともこうしたことは、開封店宅務やその他の樓店務地でもしばしば見られるところであった。

寶祐六年十二月、有告于郡者、以爲本府樓店務地、自來有租賃官司地段、全不納官錢、而私以轉賃於人、自收賃錢者、有止納些少賃錢而影射者、有十餘丈地、而歲納官錢、不能十數文者、有坐據要鬧之地三數十文、而分文不納者、有連甍接棟、跨巷涉里、號爲府第之地、而不敢過而問者、遂使貧者日償賃錢、而富者白享厚利（開慶四明志卷七）

かくて百年を隔てた理宗寶祐年間にはその半數が樓店務の帳簿から消え失せた。ただ鄞縣は南宋に入っても發展を續け、舊城内は飽和狀態に達し、西の朝京門外、越州・臨安への孔道沿いと、東の城外、現在も繁榮する姚江・奉化江の三角洲上の甬東廂に市域が擴がり、そこにも樓店務地ができて、次表のような統計があげられている。これによれば一丈平方つまり九平方メートル（二坪と四分の一）あたりの平均税額は、十八界會子で舊城内が年間六百文臺であるのに比して、新開地では四百文弱となる。これらの地基は、

姑以隣郡等則、給由輸租

とあるから、紹興の三等九則が循用されていたとは言えぬが、さして大差はなかったろう。鄞縣の樓店務地統計が、房錢、地錢を合したものか地錢だけのものかは何とも言えぬ。さきの開封店宅務の統計との差異についても良く判らぬが、無理に考えれば、開封や北京のように、國都という特性を持ち、ある程度人爲的に作られた都市では、公營住宅を經營維

持して行くことが必要かつ可能であった。しかし地方都市では、たとえば没官・戸絶といった形で官有に歸した家屋から房錢をとって貸出すこともなくはなかったろうが、大部分が土地の評價で貸出し、從ってこのような違いが出て來たのではないだろうか。

廂	地	年納官錢	1丈平均
	丈 尺 寸	貫 文	文
東南	3053,5,6	1904,685	623
東北	6180,4,6	3978,393	644
西南	3727,9,7	2522,899	676
西北	3751,1,1	2262,880	629
府西	2665,4,2	1055,954	396
甬東	5086,5,8	2014,100	396

僦錢が日割計算になっていたことも注意すべき事柄であろう。既述の如く開封店宅務の房錢は掠錢親事官の手で徴收されていたが、それと關係した

大中祥符六年六月（前略）又選三司親事官五十人、掠錢、一年一替、人給印曆、開坐地分舍屋間椽地段錢數、分月掠日掠數、立限送納（宋會要・食貨五五ノ四）

という記事や

天聖七年六月（前略）本務爲分定錢數、截日爲界、收掠、（中略）若人戸賃屋多者、却自三月一赴務送納、内貧下戸、日納畸零、並是親事官收掠（宋會要・食貨五五ノ一一）

などによれば、零細な僦錢は實際に毎日徴收されていたと考えられる。それは裏返せば、店宅務家屋の店子には、その日暮し、日ぜに稼ぎの人達が多く、彼らは都市城内の商業や日傭勞働で生活し、家財とて殆んど持たぬ狀態であったことを窺わしめる。冬至や寒食、あるいは大雪や長雨で、戸外の仕事ができにくい時に、必ず房錢幾日かを免除するとの布告が出されるのは、單なる恩典ばかりでなく、現實的意味も加わっていたと言える。他方、全部がそうでないにせよ、零細な房錢が毎日貨幣で徴收されていたことは、店宅務の店子が毎日何がしかの貨幣を手に入れ、貨幣經濟の中で生計をたてていた證左でもあり、この點は十世紀、少なくとも國都に於ける貨幣經濟のあり方につき重要な示唆を提供している。なお、店宅務以外の他の都市における僦錢徴收の樣子は殆んど知り得ない。わずかに、南宋の福建漳州の一例が北溪先生大全文集にみえている。

（前略）竊以州縣二河居民千百家、前靠官路實地、元納樓店務錢、（中略）樓店務錢、古例委甲頭、催納取足、今雖不用甲頭、而都監人吏、按月隨門、批曆領去、無容有失者（卷四十四、上胡寺丞論重紐侵河錢）

これによると、最初は隣保内で順番に就役する甲頭の手で徴收されていたものが、後に都監の胥吏が毎月、各戸を回るように改められている。纏った地域に、官有地・官屋が集中していれば、借用者が徴收人を輪番で出すことも六ヶ敷くはなく、先の北京の廊店もそうした方法を用いている。しかし、宋代では、大抵、胥吏が日ごと乃至月ごとに分けて徴收して歩いたものと思われる。

以上縷説した官有屋地のほか、私有地では家屋・倉庫の借貸がいっそう盛大に行われていた。それは都市の構成や經濟活動とも連關があることとて、今後ともきめこまかく追及されて良い問題であろうが、ここではその一端を紹介するにとどめる。

最近、日野開三郎氏によって、唐代の邸店――旅館・飲食・倉庫業を兼備したもの――の研究が精力的に行われている。[8] 五代から宋へと、統一王朝の成立に伴い、産業の興隆、全國的な商業活動の加速的進展とともに、都市における邸店業・倉庫業などは更に飛躍的に發達し、かつ細分化して行った。それはまた權力と結びつく有力者たちの恰好の稼ぎ場所ともなった。既に五代後晉の時代、宰相桑維翰について、

（天福四年閏七月）西京留守楊光遠疏、中書侍郎同平章事桑維翰、遷除不公、及營邸肆于兩都、與民爭利、（資治通鑑卷二八二）

と言われた動きは宋に至ってもとどまらず、表向きは、例えば、

大中祥符七年閏二月二日、詔、見任近臣、除所居外、無得於京師、廣置屋業（宋會要・刑法二ノ一六）

のように禁令が出されていても、

且諸王邸、多殖産市井、日取其資（長編一八七、嘉祐三年八月辛酉）

とか

時故相夏竦、邸店最廣（長編一九〇、嘉祐四年十二月甲子）

という状態は變らなかった。五代からすでに大都市には侵街とて道路の不法占據がめだって來るが、これも有力者が自己の貸地・貸屋をふやさんとして起る場合が多かった。次の史料は宋初の一例である。

京城衢巷狹隘、命（謝）德權廣之、既受詔、則先撤貴要邸舍、羣議紛然、有詔止之、德權面請曰、臣已受命、不可中止、今沮事者、皆權豪輩、吝屋室僦賃耳、非有他也（宋史三〇九・謝德權傳）

倉庫業だけに限ってみても、沿江や大運河沿い、あるいは國都などでは、大きな利殖の手段であり、南宋臨安の次の描寫でだいたいを推すことができよう。[31]

（前略）富豪・內侍・諸司等人家、于水次起造場房數十所、爲屋數千間、專以假賃與市郭間舖席宅舍、及客旅寄藏物貨、幷動具等物（夢粱錄卷十九、場房）

貸家の方もこれに劣らず、都市における有力な殖財の手段であった。坊郭戸の資産評價の一規準として、〝日に房錢を掠すること幾ら〟ということが、しばしば現われるのも借家業の普遍化がないと辻褄が合わぬ。[32] 南宋中期の建康府の例で、房廊ある家は少き者で日に錢三・二十千を掠すと言っている。これからみるとかなり多くの家作を持つ者があったことが推測される。裏を返すと、都市內には借家人が想像以上に多かったことにもなる。明らかに開封の例と思われる史料を二、三拾おう。眞宗が開封尹時代、その下にあり、のち樞密副使に至った楊礪は曲りくねった陋巷に家を借り、その喪式に向った眞宗は難儀している。[33] また宰相の李昉・呂端は任官のはじめともに借家住いをしていた。

李昉呂端同踐文館、後各登臺輔、呂公贈李公詩曰、憶昔僦居明德坊、官資俱是校書郎（青箱雜記卷五）

明德坊は開封の左第一廂に屬し、良い場所柄にある。そのほか、

某應舉時、已獲薦、赴南省、僦居省前汴上散屋中（續明道雜誌）

のように、科舉受驗者が開封で借家している例も稀ではない。さらに北宋のはじめには、宰相とても借家住いをしていた痕跡がある。

異時、執政在私第、皆僦居、熙寧初、撤南北作坊、起東西二府八位（塵史下）

官員が任地において借家に住み、あるいは役所そのものが借家であることも珍らしくはなかった。

先是、大理寺官、散居僦舍（建炎以來朝野雜記甲集卷五、大理獄非得旨不許送理官宅）

は臨安の一例であり、慶元府においても、軍司令官が〝初僦民居〟していたことが知られる（寶慶四明志卷三）。

いうまでもなく借家に住む人たちの大部分は、必ずしも裕福な階層ではなく、その日暮しの貧民も少くなかったろう。そうした場合家主（業主）と店子（賃戸）の間には、農村の地主と佃戸になぞらえられる關係が生じたと考えて良い。兩者の間には當然一定の契約による貸借關係が成立していたが、その力關係の具合で、地主・佃戸關係における刻佃——小作料の釣上げによる小作權の剝奪——にも似た現象も起っている。樓店務の屋地では、年間の徴收規定額が調達し得ず、その穴うめを徴收可能者に割增しするという形で、家賃値上げが企てられる。北宋の初めすでに、

大中祥符三年六月十一日、詔在京店宅（務）、自今止以元額爲定、不得輒增數剗奪、違者、罪在官吏（宋會要・食貨五五ノ三）

と禁令が出されているが、しかしその金額は少しづつ上って行き、特に北宋末に至って經制錢が創始されると、三割の割增がつけられるに至った。[38] しかし私有地の場合はそうは簡單ではなかったろう。

大觀元年八月十二日、詔、在京有房廊屋業之家、近來多以飜修爲名、增添房錢、往往過倍、日來尤甚、使編戶細民、難以出辨（宋會要・刑法二ノ四六）

などには、一見合法的な外形をとりつつ、實際は房錢の値上げを企む有力者の影がみえる。

また樓店務の場合と同じく、私有地の房錢にも雨雪や火災・水害に對し免除令が出されていることも注意する必要がある。草野靖氏は最近の論文中で、國家による私租減免令の出現を抗租との關係から論じておられる。[35] 農村の私租にも比定すべき、都市の賃地・房錢にあっては、その減免令は北宋中期より現われる。

至和元年二月乙未朔、詔、天下州縣、自今遇大雨雪、委長吏詳酌、放官私房錢三日、歲毋得過三次（長編卷一七六）

そして特に、北宋末以降になると、房錢減免の場合は官私ともに含まれるのが普通になっている。こうした點も私租との關連で、なお考慮すべき餘地があろう。

以上大きく二つに分けて、制度的側面に重心をおきつつ、宋代の都市の國家負擔について論述してみた。やや割記的で散慢なことは筆者自ら承知しているし、また舊來の屋税や房錢の研究に必ずしも本質的に多くのものをつけ加えたわけでもない。しかし都市の税役制研究は、宋以後の中國史研究で一つの盲點となっていると思われる現狀では、いわば叩き臺として、判っていることをまとめるのも多少の役割を果すであろう。宋代だけでみても、都市の税制は多様であり、輕々しく概括はできない。またそうした税制がどれくらい、中國の都市發達の阻止要因として働いたかといった重要な問題も、その斷定までには、いま少し地道なつみ重ねを必要とするように思われる。

註

① 專論としては、加藤繁「宋代に於ける都市の發達に就いて」（『支那經濟史考證』上）、那波利貞「都市の發達と庶民生活の向上」（『世界文化史大系』九、宋元時代）、や曾我部靜雄『開封と杭州』など相當古いものがあるだけで、各種歷史大系ものも、基本的にはそれをあまり出ているとは言えぬ。

② 最近のものでは、斯波義信『宋代商業史研究』の第四章「宋代における都市・市場の發展」、周藤吉之「宋代の鄕村における店・市・步の發展」（『唐宋社會經濟史研究』）、梅原郁「宋代の地方都市」（『歷史敎育』十四ノ十二）などがあり、それ以前の多くは、これら各論文に引用されている。

③ 研究の現狀や動向は、斯波義信『宋代商業史研究』第一章に

もくわしく述べられている。

④ さしあたって、曾我部靜雄『中國及び古代日本における鄉村形態の變遷』第五章「都市區劃の成立」、梅原郁「宋代の戶等制をめぐって」（『東方學報』京都四十一）、宮崎市定「頃畝と里と丈尺」（『東方學』二十八）などを參照。

⑤ 『宋史食貨志譯注』(一)三五六頁。

⑥ 斯波、前掲書三二二頁。

⑦ 日野開三郎「五代の沿徵に就いて」（『史淵』十三）。

⑧ 此の部分は唐會要卷八十四、雜稅、建中四年六月、資治通鑑二二八、を要約。

⑨ 草野靖「宋の屋稅・地稅について」（『史學雜誌』六八ノ四）。

⑩ この記事で問題になるのは〝均出鹽稅錢〟と〝每一畝可蓋八間〟部分である。鹽稅錢を、草野氏は屋稅鹽錢と屋稅錢の兩者の合稱とされているが一抹の不安が殘る。後者は斯波氏は建蔽率のように考えておられるが、良くわからない。

⑪ 柳田節子「宋代の丁稅」（『東洋史研究』二十ノ三）。

⑫ 日野開三郎、前掲論文。

⑬ 例えば、紹興三十二年八月二十三日、中書門下言、州縣三年一次、推排坊郭鄉村物力、多係坊正・保正副、私受人戶錢物、升排不公（宋會要。食貨六九ノ二六）は坊正の一例であるし、諸郭坊戶稅租、差手力催納（慶元條法事類卷四七、賦役門、拘催稅租）は手力の例である。

⑭ 長編卷三九四、元祐二年正月辛巳の殿中侍御史孫升の言、坊郭之民、祖宗以來無役。

⑮ 小野寺郁夫「宋代における都市の商人組織『行』について」（『金澤大學法文學部論集』史學十三）、古林森廣「北宋の免行錢について」（『東方學』三十八）。

⑯ 曾我部靜雄「宋代商稅雜考」（『集刊東洋學』六）

⑰ 佐久間重男「明代の商稅制度」（『社會經濟史學』十三ノ三）。

⑱ 加藤繁「宋代の房錢に就いて」（『支那經濟史考證』下）。

⑲ 唐代のそれは加藤繁「內莊宅使考」（『支那經濟史考證』上）を參照。

⑳ 加藤繁、前掲⑲論文。

㉑ 長編卷三十、端拱二年の末尾の條。

㉒ 加藤繁、前掲⑱論文。

㉓ 曾我部靜雄『宋代財政史』六二頁以下。

㉔ 以下は多く、宋會要食貨五五ノ二～一三の左右廂店宅務に據った。なお以下店宅務と呼ぶ時は開封の場合のみに限る。

㉕ 溫國文正司馬文集卷七七、「太常少卿司馬府君墓誌銘」參照。

㉖ 歐陽文忠公文集卷二十九、「少府監分司西京裴公墓誌銘」參照。

㉗ 宋史卷四四二、蘇舜欽傳。

㉘ 宋史卷一八九、兵志三、廂兵、咸淳臨安志卷五十七、後者によれば一指揮の人數は三百人である。

㉙ 曾我部靜雄「南宋の土地經界法」（『文化』五ノ二）。

㉚ 日野開三郎『唐代邸店の研究』。

㉛ 加藤繁「唐宋時代の倉庫に就いて」「居停と停場」（『支那經濟史考證』上）。

㉜ 戶馬法實施に關する長編の元豐五年八月丙辰（卷三二九）。同年九月壬辰（卷三二九）の記事や助役錢をめぐるこれも長編

の元祐元年二月丁亥の司馬光の箚子（卷三六七）など。

㉝ 宋史卷二八七、楊礪傳。

㉞ 久富譯「南宋の財政と經總制錢」（『北大史學』九）。

㉟ 草野靖「宋代の頂佃抗租と法身分」（『史學雜誌』七八ノ十一）。

（本稿は昭和四十四年度文部省科學研究費を受けた「明清社會の基礎的綜合的研究」の分擔研究進行中の一成果である）

東洋史研究叢刊之二十四

宋代文集索引

佐伯富編

A5判　本文八四五頁附筆劃檢字表

定價　四千圓

本索引は宋代の文集　范文正公集（范仲淹）、河南先生文集（尹洙）、歐陽文忠公全集（歐陽脩）、元豐類藁（曾鞏）、樂全集（張方平）、溫國文正司馬文集（司馬光）、盤洲文集（洪邁）、水心文集（葉適）、朱文公文集（朱熹）、西山先生眞文忠公文集（眞德秀）　の十種目中に含まれる人名、地名、官職名、その他法制、經濟、社會、官制、兵制、民族、宗教、文學、美術、思想、掌故などあらゆる部門に關する名辭、約七萬の項目を摘出し、これを五十音順に排列したものである。

右書御希望の方は本會まで御申込み下さい

京都市左京區吉田本町京大文學部内

東洋史研究會

振替京都　三七二八番